

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 12 月 1 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600554号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600191号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月25日は8万円、平成16年7月23日は10万円、同年12月10日は9万8,000円、平成17年7月25日は17万6,000円、同年12月9日は16万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日、平成16年7月23日、同年12月10日、平成17年7月25日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月25日、平成16年7月23日、同年12月10日、平成17年7月25日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 事業主から提出された請求者の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①、③、④、⑤及び⑥にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、請求期間①は8万円、請求期間③は10万円とすることが必要である。

一方、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間④は9万8,000円、請求期間⑤は17万6,000円、請求期間⑥は16万2,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賞与支払明細書の記載から、請求期間①は平成15年7月25日、請求期間③は平成16年7月23日、請求期間④は同年12月10日、請求期間⑤は平成17年7月25日、請求期間⑥は同年12月9日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②については、請求者は賞与支払明細書等を所持していない上、事業主は当該期間に係る賞与支払明細書等は保存していない旨回答しており、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600396号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600190号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日、C社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和31年8月13日から昭和34年1月9日まで  
② 昭和34年11月21日から昭和35年2月1日まで  
③ 昭和35年3月26日から昭和36年3月1日まで  
④ 昭和33年7月1日から同年11月6日まで

A社には、昭和31年8月13日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和34年1月9日とされているので、請求期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、B社には、昭和34年11月21日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和35年2月1日とされているので、請求期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

さらに、C社における厚生年金保険被保険者期間が、請求期間④として記録されているが、当該期間において同社に勤務したことはなく、正しくは請求期間③のとおりなので、同社に係る厚生年金保険被保険者期間を請求期間③に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の事業主は、請求者の労働者名簿、人事記録等の関連資料を保存しておらず、請求者の請求期間①に係る勤務実態については不明と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年7月1日であることが確認できることから、同社は、請求者の請求期間①の一部について適用事業所となっていない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった、昭和33年7月1日以降に同社で被保険者資格を取得している同僚3名(請求者が名前を挙げた同僚1名を含む。)に照会したとこ

ろ、2名から回答があり、1名は請求者を覚えていたものの、請求者の勤務期間については不明と回答しており、他の1名は請求者を覚えていなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、請求期間①のうち、昭和33年7月1日以降において、請求者の氏名の記載はなく健康保険の番号に欠落はない。

請求期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、オンライン記録等により、B社は昭和36年6月1日にD社に改組し、平成16年8月1日に解散により厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できるところ、当該時点の事業主は、請求期間②当時の事業主は既に死亡しており、請求者に係る労働者名簿、人事記録等の関連資料を保存しておらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態については不明である旨回答している。

また、請求期間②当時の同僚6名に照会し、3名から回答が得られたが、請求者を覚えている者はおらず、うち2名が、入社後数か月間は厚生年金保険に加入させない試用期間があった旨回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、請求期間②において、請求者の氏名の記載はなく健康保険の番号に欠落はない。

請求期間③について、C社の事業主は、請求者の労働者名簿、人事記録等の関連資料を保存しておらず、請求者の請求期間③に係る勤務実態については不明と回答している（請求期間④に係る事業主提出資料については後述）。

また、請求期間③当時の同僚5名に照会したが、回答を得られなかった。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、請求期間③において、請求者の氏名の記載はなく健康保険の番号に欠落はない。

このほか、請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間④について、請求者は当該期間においてC社に勤務していなかったと主張しているが、事業主から提出された社会保険名簿の写しによると、請求者の被保険者資格取得年月日は昭和33年7月1日、退職日は同年11月5日と記載されており、請求者に係る同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と内容が一致していることが認められる。

また、請求期間④当時において厚生年金保険被保険者記録のある3名に照会したが、回答を得られず、請求者の主張している事実を確認することはできなかった。

このほか、請求期間④に係る請求者の厚生年金保険の被保険者資格に関して、当該被保険者記録が事実即したのではないことを明らかにできる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求期間④に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録について、訂正を認めることはできない。